

2024 ライディングスポーツカップ SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース

特別規則書

第1章 大会特別規則

第1条 大会名

2024 ライディングスポーツカップ SUGO MINIBIKE 3時間耐久レース

第2条 主催者・事務局

主催者:SUGOスポーツクラブ

所在地:〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1

連絡先:TEL 0224-83-3116・FAX 0224-83-5545

第3条 開催場所

スポーツランドSUGO 国際西コース

第4条 開催日及びレース内容・開催クラス

開催日	開催レース	開催クラス
11月17日	3時間耐久レース	ST150/SP/IMPORT-MINI/HRC GROM Cup

耐久クラス	車両	ゼッケン色
ST150	4st 単気筒120cc～160cc未満のマシン	指定なし
SP	2st 単気筒50cc未満のマシン、4st 単気筒100cc未満のマシン	
IMPORT-MINI	4st 単気筒125cc未満のマシン	
HRC GROM Cup	https://www.honda.co.jp/HRC/event/hrcgromcup/	

第5条 参加資格・参加条件

出場ライダ-はライディングスポーツメンバ-スに加入している者に限る。

未成年者のエントリ-は参加申込書に親権者の署名、捺印(実印)が必要とする。

未成年の選手は親権者もしくは親権者より委任された保護者がピットクルーとして登録され、競技会当日に同伴しなければならない。(選手受付はライダ-本人が親権者同伴で行うものとする。)

第6条 参加申し込み期間、参加申込料金(2024年変更点)

参加申込受付期間:2024年10月27日(日曜日)～11月10日(日曜日)

参加申込料金

クラス	1チ-ム/2名	1チ-ム/3名	1チ-ム/4名
3時間耐久レース	16,000円	22,500円	28,000円

第7条 参加申し込み方法

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第8条「出場申し込み」に準じる。

第8条 希望ゼッケンについて

参加申込時に希望ゼッケンを受け付ける。但し、正規の申込期間のみ、早い順とする。

希望ゼッケンは、2桁の数字までとする。グリッドにはゼッケン数は関係しない。

第9条 ライダー登録・ピットクルー登録

3時間耐久レースのライダ-は1チ-ム最低2名、最大4名まで登録可能とする。

ライディングスポーツメンバ-スに加入していないピットクルーはグリッド及びピットエリアでの作業・立入ができない。

3時間耐久レースのライダ-及びピットクルーの変更は参加条件を満たしていれば変更料1,000円を払って変更できる。

登録の変更は参加申し込み締切後、参加受付までとする。

第10条 参加受理

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第11条「参加の受理」に準じる。

第11条 タイムスケジュール・公式通知について

タイムスケジュール及び参加者への指示事項は公式通知によって示す。

開催期間中に各インフォメーションポ-トに提示される。

第12条 選手受付

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第13条「出場受付」に準じる。

第13条 ライダーズブリーフィング

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第21条「ブリーフィング」に準じる。

第14条 参加車両・車両検査

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第20条「車両検査」に準じる。

選手登録数まで、参加車両も登録できる。但し、登録した車両は必ず義務周回数を走行すること。

複数車両を使用する際は、必ず台数分の参加車両仕様書を車検時に提出し、検査を受けること。

車検を受ける車両は、発信器を装着して受けること。選手の登録数装備も含む。

第15条 公式予選、決勝グリッド(2024年変更点)

登録ライダ-の公式予選のペーストランプ順で、決勝スタートティンググリッドを決定する。

最大決勝出場台数は**34台**とする。

公式予選は、必ずしも全ライダ-が出走する必要はない。予選時間内は、自由にライダ-を交代する事ができる。

公式予選は計時方式予選とする。義務周回数は定めない。

公式予選に出走する車両は、ピット作業レーンにいる競技役員による自動計測装置の確認を受けた後、ピットロードへ進入し、競技役員の指示に従いピット走行レンジで待機する。

第16条 決勝レーススタート方法

3時間耐久レースは、ル・マン方式で行われる。

3時間耐久レースは日章旗の合図により決勝スタートとする。

日章旗は初めて停止表示され、アナウンスカウントダウン終了で振り下ろされる。日章旗が動き始めた時をスタートとする。

スタートライダーは登録された選手であれば、誰でも構わない。

スタートライダーはスタートの合図があるまでコース端の白線よりコース側に入ってはならない。

エンジン始動の合図により、エンジンを始動。スタートライダーはグリッド対面スタート位置(白線より外)へ移動しスタートの合図を待つ。

車両を支えるアシスト員はエンジンが停止しない程度の暖機をしてスタートを待っても良い。

※マシントラブルの場合はオフィシャルの指示に従い、車両をピットロード又は、ピット側スボンジパリアに寄せその場で待機し全車両がスタートした後、スタートを試みることができる。

車両を支えるアシスト員は、スタート時にマシンを押して、補助してはならない。

車両を支えるアシスト員は、担当車両がスタート後、すばやくピット側へ退避すること。

※車両を支えるアシスト員とはスタートライダー(補欠ライダーを含む)とする。この時、素肌を露出しない長袖・長ズボンの着用を義務付ける。(革ツナギとヘルメットの着用が望ましい。)

※決勝グリッド上にタイヤウォーマー用電源のみを目的とした容易に持ち運び可能な簡易発電機(蓄電式含む)の持込を認める。但し、発電機(蓄電式含む)を持ち込んだ場合には、スタート進行の妨げとならない様、3分前表示の時点でグリッド上より発電機(蓄電式含む)とタイヤウォーマーを撤去しなければならない。

第17条 ライダー交替・ピットストップ義務・義務周回数・車両交代(2024年変更点)

ライダー交替はピットインし、エンジンを完全に停止した状態で行なう。

ライダー交替は最低6回以上行わなければならない。

登録されたライダーはレース時間内に合計で10周以上走行しなければならない。

登録車両の交代は、選手と共にに行なうことができる。また、コースインする車両は、エンジンを停止した状態で、待機すること。

発信機の装着を終えた後、コースイン可能とする。

第18条 救済措置

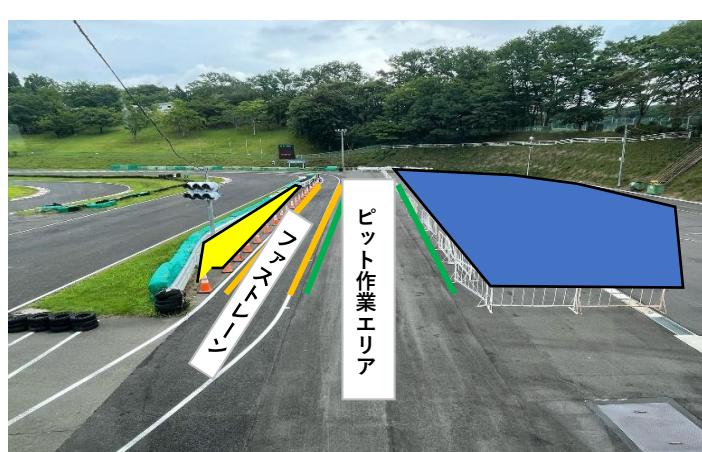
競技中の車両は、いかなる場合も他の援助を受けて押し出したり、走行したりしてはならない。

(但し、危険排除の為にオフィシャルが車両を移動する場合は除く。)

転倒などにより、コース上から自走でピットに戻れない場合は、オフィシャルの指示に従って、ピットに戻ることが出来る。

その場合、5周減算のペナルティを受けることで、発信機と共に、車両を交代することが出来る。

第19条 ピット作業エリア



左記オレンジライン内がファストレーン。

※ファストレーンとは、通常走行する際に使用するレンのことです。

左記グリーンライン内がピット作業エリア。

※ピットに戻ってきた際、作業一式を行うことが出来るエリアのことです。

左記黄枠内がサインエリア。

※走行ライダーに対してもサイン出し等を行えるエリアをさす。

左記青枠内がハドック車両整備場所。

予選・決勝中にハドック内車両整備場所へ戻った場合は、リタイヤとみなす。
ハドック内での車両の移動は押し歩きのみ認められる。

第19条 ピット作業

ピットエリアにおいてライダー交替、車両に対する作業を行う場合、エンジンを停止しなければならない。

ピット作業エリア以外での車両に対する作業は禁止される。

ピット作業は、登録ライダーかピットクルー登録をした者でなければならない。

給油を行う際は、リアスタンドをかけなければならない。センタースタンド及びサイドスタンドは不可。

ライダーが跨った状態での給油は安全を考慮し禁止とする。

給油中、他の作業は一切行なってはならない。給油器具は消防法に適合したものとする。

車両交代の場合は、予め給油を済ませていることとする。

ライダーそれぞれの車両登録を行っているチームの走行車両交代はトランスポンダの付け替えを行わなければならない。

付け替え作業はピット作業エリアで行なうこと。また作業エリアに停止出来る車両は各チーム1台のみとする。

第24条 レースの終了

規定の時間を経過した時点でのチェックフラッグ提示により、トップ車両がゴールした後、3分経過時点とする。

第25条 順位の判定

順位はチェックフラッグを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はゴールラインの通過順とする。

チェックフラッグを受けていないと、完走とみなされない。

第26条 再車検

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第38条「レース終了後の車両保管と再車検」に準じる。

第27条 賞典

耐久レース賞典は各クラスごとに以下の賞が設けられる。

正賞1~6位(参加台数により異なる場合がある。その際には公式通知によって告知する)

第28条 抗議

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第39条「抗議」に準じる。

第29条 参加者の遵守事項

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第16条「参加者の遵守事項」に準じる。

第30条 主催者の権限

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第43条「主催者の権限」に準じる。

第31条 レースの延期および中止

大会は、原則として本規則に基づいて発表した日程から変更または延期されることはない。
レースまたは大会が参加申込み後に中止された場合、参加者が支払った出場料は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

第32条 レースの中立化(フルコースコーション)

- レースを中断するほどではない程度の事象が発生した場合に、ヘースカ-セ-フティ-カ-が介入して
レースを一時非競技化し、スロ-走行で先導し、その間に事故処理を行う事を、フルコースコーションという。
フルコースコーション中の行為と、レース再開について定める。
- 1) セ-フティ-カ-は、オレンジライトとグリーンライトを装備し、車両の後部に、「SAFETY CAR」と書かれた車両である。
 - 2) 競技監督がセ-フティ-カ-導入を決定したら、ただちにすべてのフラッグマ-シャルホ-ストから黄旗振動と「SC」と書かれた白いボ-ド(以下SCボ-ド)が提示され、セ-フティ-カ-の活動が終了するまで保持される。
 - 3) セ-フティ-カ-はオレンジの回転灯を点灯し、ピットレーンよりスタートするセ-フティ-カ-は先頭車両の位置に
関係なくトラック上に合流する。
 - 4) セ-フティ-カ-が導入中も周回数はカウントされる。
 - 5) すべての競技車両はセ-フティ-カ-を先頭に一列に整列し、それぞれ車両5台分(10m)程度以内の車両距離を
保持して走行を続けなければならない。この時、競技車両同士およびセ-フティ-カ-の追い越しは、以下の場合の
例外時を除き厳禁とされる。
(例外)
 - ・セ-フティ-カ-から合図を受けた場合。
・前方を走行する車両がトラブル等で隊列について行けず、そのライダ-から合図を受けた場合
(トラブル等により隊列について行けなくなったライダ-は、ラインを外し後続車に合図しなければならない)。
 - 6) レースの先頭車両の頭出しを行う場合、競技監督からの指示に基づき、セ-フティ-カ-から先頭車両との間にいる
車両に対して、グリーンライトを使ってセ-フティ-カ-の前に出るよう合図する。
これらの車両は最大の注意をもって走行し、他の車両を追い越さず走行を続け、再度セ-フティ-カ-後方の車列につく。
 - 7) 特定の状況下では、競技監督はセ-フティ-カ-にピットレーンを使用することを要請できる。この場合、
セ-フティ-カ-はオレンジライトが点灯していることを条件として、全車はセ-フティ-カ-後方に続いて追い越しを
することなくピットレーンに進まなければならぬ。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のピット作業エリアに
停車することができる。
 - 8) セ-フティ-カ-後方にいたん先頭ライダ-がついた後、先頭ライダ-がピットインした場合、先頭ライダ-
の次に位置するライダ-をリダ-と見なし、そのままの隊列で周回を継続する。
 - 9) セ-フティ-カ-導入の間にピットインすることは許可される。セ-フティ-カ-導入中にピットアウトする場合は、
ピットレーンにいるスタッフによるグリーンフラッグが振動されている間のみ許可される。それ以外はレッドフラッグ提示によりピットレーン出口は
閉鎖される。ピットアウトできなかつた車両は、次のグリーンフラッグまで待たなければならない。コス内の隊列がいくつかに
別れた場合は、競技監督の判断により、危険のない範囲で、集団最後尾と先頭との間にピットアウトを許可する場合もある。
 - 10) 競技監督が次のコントロールラインまたはスタートラインからのレース再開を決定したら、セ-フティ-カ-は
オレンジライトを消灯する。この時点で、セ-フティ-カ-後方に並ぶ先頭車両が走行ヘ-スを決定することができる。
 - 11) セ-フティ-カ-はその周の終了時点でピットレーンに入る。
 - 12) セ-フティ-カ-がピットレーンに進入すると同時に、すべてのフラッグマ-シャルホ-ストから黄旗振動と SCボ-ドは
一斉に撤去される。
 - 13) 競技再開はコントロールライン奥右側のシグナルのグリーンライトが点灯されることで合図され、同時にメインフラッグマ-シャルホ-ストのみ
グリーンフラッグが振動提示される。ただし、各車両は、コントロールラインまたはスタートライン(ピットレーン含む)を
通過するまでは、追い越しはできない。
 - 14) セ-フティ-カ-導入中にレースが終了した場合、セ-フティ-カ-先導のまま全車チェック-フラッグを受けるものとする。
 - 15) 公式練習中に、セ-フティ-カ-を使用したフルコースコーションの練習を行う場合がある。

第32条 ライダー装備

MINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則第17条「ライダ-の装備」に準じる。

第33条 禁止事項、ペナルティについて

ピットロードでの転倒、追越、オフィシャルが判断した接触行為は危険行為とみなし、10周の減算とする。
3時間耐久レース特別規則及びMINI+MOTOチャレンジシリーズ競技規則に違反した場合、ペナルティを課する。

第34条 本規則の施行

本規則は8月25日より施行する。

車両規則

全クラス共通

総合仕様

すべての車両は2024ライディングスポーツカップ SUGO MINI+MOTOチャレンジシリーズの総合車両規定に適合していかなければならない。ただし、車両公認時の状態で適合していない場合は除く。

但し車検長により、安全性に問題があると判断される場合は車検長の指示に従うこと。

安全規定

- ・ウインカ-、ハッキミラー-、ライト、ナンバ-プレート類は取り外さなければならない。
 - ・ハンドルは左右ともに最大に切った場合、車体でライダ-の指を挟まないようにしなければならない。
 - ・レバー-類はいかなる場合もその端部に丸みを持たせなければならない。
 - ・ステップハ-、ペダル類の先端はいかなる場合においても、その端部に丸みを持たせなければならない。
 - ・エンジン停止スイッチ(キルスイッチ)は、ハンドルを握って操作可能な位置に取り付けなければならない。
- 但し、メカ-出荷時の標準のメインキ-のみでも可。
- ・チェーンとスプロケットの間に身体の一部が誤って挟まれる事が無いようにフロントスプロケットカバー-とリヤスプロケットガードを取り付けること。(フロントスプロケットカバー-はカウルとの兼用可)
 - ・チェンカバー-は標準の状態であること。(リアフェンダ-との兼用タイプに変更)
 - ・チェンカバー-は標準の状態であること。(リアフェンダ-との兼用タイプに変更可)
 - ・各部ワイヤリング。(ブレーキ廻り・オイル廻り・等)
 - ・各キャッチタンクの取り付け。(オイル・燃料・冷却水・等)
 - ・4ストロークの車両はクロースドブリ-ザ-システムを保持すること。
 - ・アンダ-トレイ/フェアリング下部オイル受けの取り付け。(4stエンジン車両)
 - ・エンジン始動装置(セル式又はキック式)の取り付け。

参加車両

- ・一般生産型車両であるか、ベ-スとしていること。
 - ・下記の車両規定に合致した車両とし、ホイールサイズを問わない。
 - ・加給器は認めない。
- SPクラスにHRC・NS50R/NSR-MINI/ドリ-ム50R/ドリ-ム50TT/NSF100/YAMAHA・TZ50の純レース車両出場を認める。

ホイール、リム、およびタイヤ

- ・メカ-が出荷した一体構造ホイール(キャスト、モウルド、リペット)または従来の着脱式リムに対して、
- ・スホ-ク、パルプまたは安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。
- ・タイヤは、メカ-より定められた走行方向(ロ-テ-ション)以外での使用を禁止する。
- ・タイヤへの追加加工(ハンドカット等)は禁止される。
- ・規定のない場合、タイヤは自由選択とする。ただし、自車のスピ-ドレンジに合ったタイヤを使用すること。

禁止事項

- ・フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー-、スイングア-ム、スイングア-ム・スピンドル、およびホイール・スピンドルの構造にチタニウム合金を使用することは禁止される。
- ・ホイール・スピンドルの構造に、軽合金を使用することは禁止される。

ST150クラス

参加車両

- ・4st 単気筒で、排気量120ccを超える車両。
- ・モトクロッサー-ペ-ス車両を除く、一般生産型モ-タ-サイクル。

市販車から変更、改造が認められる箇所

- ・スハ-クブラング(但し、シリンド-ヘッドに無改造、ブレケット等を使用せずに装着出来ること)
- ・フェアリング、シートフェアリングおよび、ステー
- ・フロントフェンダ-及び、リアフェンダ-
- ・ハンドル
- ・ステアリングダンパー-の装着
- ・スタビライサ-の装着
- ・ステップペダル、ホルダ-および、シフトリンク
- ・ブレーキホ-ス、ハンドルおよび、シュー
- ・ブレーキ、クラッチレバ-および、レバ-ホルダ-
- ・スプロケット、チェーンの変更。(チェンサイズを含む)
- ・マフラー(但し、有効なサイレンサ-を装着すること)
- ・キャブレタ-のジェット類、ニードルおよび、スロットルバルブ
- ・インジェクションコントローラ-、サブコンなどの装着
- ・CDI(回転リミッターなどの附加装置も可)
- ・フロントサスペンションのサスペンションオイル量、オイル種類、フロントフォークスプリング
- ・リアサスペンションの変更、改造
- ・スイングア-ムへの、レシングスタンドフックの装着
- ・クイックシフター-の追加

市販状態から変更、改造が認められない箇所

- ・エアクリ-ナ-ボックスの変更、撤去、改造
- ・過給機の使用。(ラム圧含む)
- ・その他、規定のない事項は一切変更、改造は認められない。